

教員・保護者・一般成人を対象とする法意識に関する調査(2)

—罰に対する意識—

○ 檀淵めぐみ¹・堀内由樹子²・山岡あゆち^{2,3}・猪股富美子^{#2}・八巻龍^{#1}・鈴木佳苗¹

(¹筑波大学,²お茶の水女子大学,³日本学術振興会)

キーワード：いじめ、学校と司法の連携、Web 調査

問題

天津市いじめ自殺事件を巡っては、ネット上での加害少年や関係者に対する罵詈雑言など、私的制裁が繰り返された。罰は、法により予め定められていなければならない、これは罰が人権侵害の側面を持つからである。さらに、対象が未成年の場合には、子どもの権利擁護や少年福祉への配慮が不可欠である。天津事件を発端に、悪質ないじめ事案に対する法的措置を求める動きが活発化しているが、実際に法的機関への通報や相談を行う立場にある教員や保護者は、法知識とりわけ罰の本質や適正手続きについてどのように考えているのだろうか。一連発表(1)に続き、本稿(2)では「罰」に対する意識について報告する。¹

方法

調査時期と手続き 一連発表(1)と同一であった。

対象者 一連発表(1)と同一であった。

調査項目 「罰」に対する意識や捉え方を尋ねる 5 項目(表 1 参照)について、「1: まったく当てはまらない」～「5: とてもよく当てはまる」の 5 件法で尋ねた。²

結果

一般的傾向 属性(教員・保護者・一般成人)ごとの基礎統計量を表 1 に示す。一般成人の平均値を見ると、「罰の人権侵害的側面」(項目 2)は否定的あるいは重視しないが、その他の機能に関しては概ね肯定的な意見を持っていることが示された。罰の果たす社会的機能に対して、肯定的信念を持っていることが示唆された。

属性別の特徴 教員及び保護者の特徴を検討するために、各項目について Tukey の HSD 法による多重比較検定を行った。その結果、教員の得点はすべての項目について一般成人との間に有意差は見られず、教員の罰に対する意識が一般成人と乖離しているとは言えないことが示唆された。保護者の得点に関しては、「罰の犯罪抑制機能」(項目 3)のみ一般成人よりも有意に高く、保護者は一般成人よりも罰は犯罪抑制に役立つと考えていることが示唆されたが、他の 4 項目に有意差は見られなかった。教員と保護者の比較に着目すると、「応報刑論」(項目 1)と「罰の秩序維持機能」(項目 5)について教員よりも保護者の得点が有意に高かった。保護者は教員に比べ応報的・懲罰的な罰意識を持ち、社会の秩序維持には罰が必要だと考えていることが示唆された。

考察

本研究の結果、教員と一般成人の罰意識に乖離は認められず、保護者と一般成人、及び保護者と教員との間の意識の差異の方が大きかった。学校や教員の意識が世間と乖離しているという指摘があるが、本研究の結果はこれを支持しなかった。もしも乖離があるとすれば、「学校」という文脈における適正な手続きや権利擁護、罰の運用において特定的に発現する可能性があり、今後の検討が望まれる。

¹ 本研究は最先端・次世代研究開発支援プログラム「ネットいじめ研究の新展開—「行動する傍観者」を生み出すプログラマー」(代表: 鈴木佳苗)の助成を受けている。

² 刑法で規定される刑罰に限定せず、一般的な「罰」に対する意識とした。

表 1. 属性別の平均値と標準偏差

	教員	保護者	一般成人
1. 悪事を働く者をこらしめ、正義を達成するために、罰が必要だ	3.90 ^a (.77)	4.04 ^b (.90)	3.97 ^{ab} (.86)
2. 罰の行使は、本来的には、人権を侵害する行為である	2.92 ^a (1.03)	2.80 ^a (1.04)	2.84 ^a (1.01)
3. 罰があることにより、社会的なルール違反や犯罪を抑制することができる	3.96 ^{ab} (.71)	4.03 ^a (.84)	3.91 ^b (.79)
4. 罰を定めることで、守るべき社会的ルールを共同体全員で共有できる	3.88 ^a (.74)	3.93 ^a (.82)	3.84 ^a (.80)
5. 社会の安全と秩序を守るためには、罰が必要である	3.97 ^a (.77)	4.09 ^b (.84)	4.02 ^{ab} (.80)

注: 括弧内は標準偏差。同一のアルファベットが付してある数値の間には有意差がないことを示す。